

吉川市学校給食センター整備運営事業

実施方針（案）

平成25年7月

吉 川 市

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項.....	1
1-1 事業内容に関する事項.....	1
1-2 特定事業の選定に関する事項.....	8
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
2-1 募集及び選定方法.....	9
2-2 募集及び選定の手順.....	9
2-3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	10
2-4 提案書類の取扱い.....	14
2-5 審査及び選定に関する事項.....	15
3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
3-1 責任分担に関する基本的な考え方.....	16
3-2 予想されるリスクと責任分担.....	16
3-3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング.....	16
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	17
4-1 立地条件.....	17
4-2 施設要件.....	18
5. 事業計画等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項....	18
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
6-1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
6-2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
6-3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	19
6-4 金融機関と本市の協議（直接協定）.....	19
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
7-1 法制上の措置.....	19
7-2 税制上の措置.....	19
7-3 財政上及び金融上の支援.....	19
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	19
8-1 議会の議決.....	19
8-2 入札に伴う費用負担.....	19
8-3 実施方針に関する問合せ先.....	20

資料1 リスク分担表

様式1 実施方針等に関する質問及び意見書

1. 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容に関する事項

(1) 本事業の目的

吉川市（以下「本市」という。）の学校給食センターは、昭和 46 年に第一学校給食センターが建設され、小中学校の完全給食が実施された。その後、JR 武蔵野線の開通や吉川団地などの整備により児童生徒が急増し、昭和 53 年に関小学校給食調理場、昭和 54 年に栄小学校給食調理場、昭和 59 年に第二学校給食センターが開設され学校給食を実施してきた。学校給食センター等（関・栄小学校給食調理場含む）は施設、整備の老朽化が著しく、毎年施設修繕を繰り返し、給食を供給している状況にある。また、現在の学校給食衛生管理基準に適合しておらず、一日も早い改築が求められている。

このような中、本市教育委員会では平成 19 年度に学校給食センター運営委員会に「吉川市立第一学校給食センター老朽化に伴う改築手法」について諮問を行い、「食育の推進」「安全安心な食材の選定」「衛生管理の徹底」「地場産食材の活用」「コスト比較」の 5 つの評価項目を検討したところ、公設公営と遜色のないサービスの提供が可能な PFI 方式を選択するとの答申が出されている。また、「第 5 次吉川市総合振興計画」（前期基本計画平成 24 年度から平成 28 年度）においても、「民間活力を導入した手法で給食センターの改築を行います。」と位置づけされている。

そこで、本事業は、平成 25 年 3 月に策定した「吉川市学校給食センター整備運営事業基本計画」に従い、新たな学校給食センター（以下「新学校給食センター」という。）を整備するものである。また、第一学校給食センター及び第二学校給食センター（以下「既存学校給食センター」という。）の解体・撤去、関小学校給食調理場及び栄小学校給食調理場（以下「既存学校給食調理場」という。）の解体・撤去及び配膳室の増築を一体的に実施するものである。

なお、本事業を実施するにあたっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者任せ、長期に亘って安全でおいしい給食を提供するとともに、施設の良好な維持管理等により、長期的な観点で施設の維持管理と運営のコストの削減を目指すものとする。

(2) 事業の基本理念

本事業は、新たに一日あたり 7,500 食の調理能力を有する新学校給食センターを整備するとともに、所定の事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うもので、以下に示す基本コンセプトを十分に踏まえ、本事業を実施するものとする。

① 高度な衛生管理の徹底

「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に適合し、HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) の考えを取り入れた衛生管理の徹底やドライシステムの導入、交差汚染の起こらないレイアウトを確保し、安全な給食を提供する施設とする。

②安全でより質の高い給食を提供するための対応

献立の多様化に対応した多機能かつ高効率の厨房機器の導入や、調理後 2 時間以内の喫食が可能な調理能力及び適温喫食ができるよう保温食缶等を導入する。また、害虫等の混入を防止する設備等を有した施設を整備する。

③効率の良い調理環境の確保

調理しやすい作業空間の確保や献立の多様化への対応のため、厨房機器を適切にレイアウトするとともに、可動式機器・パススルー機器を積極的に配置し、衛生管理を行う。

④食物アレルギー対策

食物アレルギーを持つ児童生徒に対応した給食の運営システムを構築する。

⑤食育の推進に寄与する施設整備

見学者通路等を設けて調理作業を見学できる施設の構造とし、食育の推進に寄与する施設とする。

⑥環境負荷の低減

地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等を導入するとともに、エネルギーの供給には、自然エネルギーを活用する等（太陽光パネルの設置等）、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用する。

⑦ライフサイクルコスト（LCC）の低減

施設整備から維持管理、運営に至る事業期間を通じて、ライフサイクルコストの低減を可能な限り追求する。

⑧災害時の稼働

地震災害時の電気、ガス等のライフライン遮断後の復旧について、災害時の調理にも対応できる調理機器の選定等を図り、災害時に炊き出しができる応急対応可能な施設とする。

⑨周辺の景観に配慮

外観は、地域に親しまれるデザインとする等の工夫を行い、地域及び事業予定地周辺との調和を図るなど、地域の景観に配慮する。

(3) 事業名称

吉川市学校給食センター整備運営事業

(4) 新学校給食センターの管理者の名称

吉川市長 戸張胤茂

(5) 事業の内容

①事業予定地

所在地：吉川市大字川藤字前新田 3265 番 外 10 筆

敷地面積：7,591 m²

②事業概要

7,500 食／日の調理能力を有する新学校給食センターの設計・建設及び維持管理・運営、既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去、関小学校及び栄小学校の配膳室増築を行う。

③事業方式

本事業は、PFI 法第 10 条第 1 項に基づき本市が事業者と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、新学校給食センターの設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

④事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 43 年 3 月 31 日までとする。

⑤事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が新学校給食センターを継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約 2 年前から、新学校給食センターの維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

(6) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

1) 設計業務

① 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）

- ② 設計業務
- ③ 電波障害調査業務
- ④ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ⑤ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2) 建設・工事監理業務

- ① 新学校給食センターの建設業務
- ② 既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去業務
- ③ 関小学校及び栄小学校の配膳室の増築業務
- ④ 厨房機器等の調達及び設置業務
- ⑤ 什器・備品等設置業務
- ⑥ 食器類・食缶等の調達業務
- ⑦ 工事監理業務
- ⑧ 近隣対応・対策業務
- ⑨ 電波障害対策業務
- ⑩ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ③ 什器・備品等保守管理業務
- ④ 食器類・食缶等の更新業務
- ⑤ 外構等維持管理業務
- ⑥ 環境衛生・清掃業務
- ⑦ 警備保安業務
- ⑧ 修繕業務
- ⑨ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備に係る大規模修繕については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官庁官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

4) 運營業務

- ① 給食調理業務
- ② 給食配送・食器等回収業務

- ③ 食器等洗浄・残滓処理等業務
- ④ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

- i) 調理食数の決定
- ii) 献立の作成
- iii) 食材の調達
- iv) 食材の検収
- v) 検食
- vi) 配送校内での配膳
- vii) 給食費の徴収管理
- viii) 配送校の変更等による調理食数の調整
- ix) 食育に関する指導

5) その他

事業者の提案に基づく付帯事業は、以下の点に留意した上で、本市が許可した場合に限りこれを実施することができる。なお、実施にあたっての条件等の詳細については、入札説明書等において示す。

- ① 公共施設の有効活用の観点から、地域の活性化や利便性の向上等の市民サービスの向上に寄与するものとする。
- ② 学校給食法をはじめとする各種法令、指針、基準等の趣旨に反することのないような事業とする。
- ③ 施設整備や付帯事業運営において主体事業である新学校給食センターの維持管理業務及び運営業務に影響を及ぼさないようにする。
- ④ 付帯事業が許可を受けた内容と異なる場合、あるいは付帯事業を継続することが不適當であると本市が認めた場合等は、本市は事業者に対して付帯事業を中止させることができる。

(7) 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、新学校給食センターの引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う（ただし、既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去業務並びに関小学校及び栄小学校の配膳室の増築業務のサービスの対価については、当該業務終了後に定期的に支払う。）。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務の対価、維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

(8) 光熱水費の負担

維持管理業務及び運營業務の実施に係る光熱水費は、本市が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減をできる限り図るよう業務を実施すること。

(9) 事業スケジュール（予定）

- ・ 事業契約締結 平成 26 年 6 月
- ・ 事業期間 事業契約締結日～平成 43 年 3 月末日
- ・ 設計・建設期間 事業契約締結日～平成 28 年 1 月末日
- ・ 既存学校給食センター解体・撤去期間 平成 28 年 4 月～平成 28 年 7 月末日
- ・ 既存学校給食調理場解体・配膳室増築期間 平成28年7月下旬～平成28年10月下旬
- ・ 開業準備期間 施設引渡し日～平成 28 年 3 月末日
- ・ 運用開始日 平成 28 年 4 月 1 日
- ・ 維持管理期間 施設引渡し日～平成 43 年 3 月末日
- ・ 運営期間 運用開始日～平成 43 年 3 月末日

(10) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

【法令・条例等】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法
- ③ 消防法
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑤ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 大気汚染防止法、悪臭防止法
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑨ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑩ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑪ 電気事業法

- ⑫ 騒音規制法、振動規制法
- ⑬ 学校給食法、学校保健安全法、食品衛生法
- ⑭ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑯ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ⑰ 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ⑱ 条例
 - i) 埼玉県建築基準法施行条例
 - ii) 埼玉県景観条例
 - iii) 埼玉県環境基本条例
 - iv) 埼玉県生活環境保全条例
 - v) 埼玉県福祉のまちづくり条例
 - vi) 吉川市まちづくり整備基準条例
 - vii) 吉川市環境保全条例
 - viii) 吉川市みどりの条例
 - ix) 吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
 - x) 吉川市文化財保護条例
 - xi) 吉川市水道給水条例
 - xii) 吉川市下水道条例
 - xiii) 吉川市個人情報保護条例
 - xiv) 吉川市情報公開条例
 - xv) 吉川松伏消防組合火災予防条例
- ⑲ その他関連法令、条例等

【要綱・基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ③ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ④ 建築設計基準及び同解説
- ⑤ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ⑦ 建築工事安全施工技術指針
- ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑨ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑩ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑪ 学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準

- ⑫ 大量調理施設衛生管理マニュアル
- ⑬ 学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル
- ⑭ 食に関する指導の手引
- ⑮ 学校給食における食中毒防止の手引き
- ⑯ 学校環境衛生基準
- ⑰ 埼玉県グリーン調達推進方針
- ⑱ 吉川市緑の基本計画
- ⑲ その他関連要綱及び基準

1-2 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の手順

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

2-2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
平成25年8月2日	実施方針等の公表
平成25年9月上旬	特定事業の選定及び公表
平成25年10月上旬	入札の公告、入札説明書等の公表
平成25年10月上旬	入札説明書等に関する説明会の開催
平成25年10月中旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
平成25年11月上旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
平成25年11月中旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
平成25年12月上旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
平成26年1月下旬	参加表明書、資格審査書類、入札及び提案に係る書類の受付締切
平成26年3月下旬	落札者の決定及び公表
平成26年4月下旬	基本協定の締結
平成26年5月中旬	仮事業契約の締結
平成26年6月下旬	市議会の議決

(2) 事業者の募集手続等

1) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：平成25年8月2日（金）～8月12日（月）
- ② 受付方法：実施方針等質問意見書に必要事項を記載の上、8-3に記載の問合せ先にEメールにより提出すること。

2) 実施方針等に関する質問及び意見への回答

提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、特定事業の選定時まで吉川市公式ホーム

ページにおいて公表する。

3) 特定事業の選定及び公表

実施方針等に関する質問及び意見を踏まえ、特定事業の選定を行った場合は、平成 25 年 9 月上旬頃に、吉川市公式ホームページ上で公表する。

4) 入札の公告及び入札説明書等に関する説明会の開催

特定事業の選定を踏まえ、平成 25 年 10 月上旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を吉川市公式ホームページ上で公表するとともに、その説明会を開催する。

5) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

①受付期間：入札説明書等公表の日から 10 月中旬頃まで

②受付方法：8-3 に記載の問い合わせ先に、原則 E メールにより提出すること。

質問への回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

6) 資格審査書類、入札及び提案に係る書類の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を平成 26 年 1 月下旬に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において提示する。

(3) 落札者の決定及び公表

平成 26 年 3 月下旬頃に落札者を決定し、吉川市公式ホームページ上で公表する。

(4) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でない判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業契約の締結

本市は、落札者が設立した本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）と仮事業契約を締結し、吉川市議会の議決を経た後に、本契約とする。

2-3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

①入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。

②代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる

企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を仮事業契約締結時まで設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ④ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ①、②、③、④及び⑤の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

① 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c、d 及び e の要件は、少なくとも 1 社がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の平成 25・26 年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

- d. 平成 15 年 4 月以降に着手した延床面積 2,000 m²以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。
- e. 平成 15 年 4 月以降に着手した学校給食センター又は公用若しくは公益的施設（以下「学校給食センター等」という。）における集団調理施設の設計実績

(基本設計又は実施設計)を有していること。

②建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも1社がいずれの要件にも該当すること。

- a. 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本市の平成25・26年度の入札参加資格者名簿に登録されており、建築一式工事においてランクAで登録されている者であって、延床面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。
- c. 平成15年4月以降に着手した学校給食センター等の集団調理施設又は調理施設を有する学校等の施工実績を有していること。

③工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c及びdの要件は、少なくとも1社がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の平成25・26年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成15年4月以降に着手した延床面積2,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有していること。
- d. 平成15年4月以降に着手した学校給食センター等の集団調理施設又は調理施設を有する学校又は公用若しくは公益的施設(以下、「学校等」という。)の工事監理実績を有していること。

④維持管理業務を行う者

- a. 本市の平成25・26年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b. 平成15年4月以降に着手した学校給食センター等の集団調理施設又は調理施設を有する学校等において、維持管理業務の実績を有していること。

⑤運営業務を行う者

- a. 本市の平成25・26年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b. HACCPに対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCPに対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくはHACCPに関する審査員資格等を有していること等をいう。

- c. 給食調理業務を行う者については、平成 15 年 4 月以降に学校給食センター等の集団調理施設又は調理施設を有する学校等において、1,000 食/日以上調理業務の実績を有していること。
- d. 学校給食センター等の集団調理施設での調理業務の経験が 2 年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

(3) 入札参加者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の取消決定を受けていない者は除く。
- ③会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者
- ④本市から指名停止措置を受けている者
- ⑤私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
- ⑥本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
- ⑦2-5（1）に記載の PFI 事業等審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑧最近 1 年間に於いて国税及び地方税を滞納している者
- ⑨入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加している者（ただし、給食配送・食器等の回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができ

る。)

(4) 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を吉川市内に設立することとする。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業又は入札参加企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

(6) 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

2-4 提案書類の取扱い

① 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

② 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

2-5 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運営業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(2) 審査委員会の設置

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する PFI 事業等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

なお、審査委員会の委員は、決定後すみやかに公表する。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本市が対応すべきと認められるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

3-2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料 1 に示す「リスク分担表」のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等のなかで改めて提示する。

3-3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

① モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

② モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

③ モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

④ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 立地条件

新学校給食センターが立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地：吉川市大字川藤字前新田3265番 外10筆
- ② 敷地面積：7,591㎡
- ③ 地域地区等：i) 市街化調整区域（建ぺい率60%，容積率200%）
ii) 日影規制：5時間（5m）、3時間（10m）、h=4m
- ④ 接続道路：西側道路約14m、東側道路約2.1m（東側道路は道路後退が必要。）
- ⑤ 給排水：上水道については西側道路から供給を受けることは可能であるが、汚水排水施設については西側道路約50m南側まで整備済み（区域外流入については管理者との協議が必要。）。
- ⑥ 都市ガス：低圧管は西側道路約50m南側まで、中圧管は西側道路約430m南側まで整備済み（具体的な引き込み方法等についてはガス事業者との協議が必要。）。
- ⑦ その他：i) 造成工事は、本市で実施する（平成26年3月頃完成予定）。なお、敷地中央を南東から北西に用水路（幅約1.7m）が縦断している（現状の位置で全面暗渠化の予定であるが、水路上部への建物の設置は不可。）。
ii) 事業予定地の北西側の用地（市道2-124号線沿い）約500㎡について、将来、別用途（別敷地）として使用する可能性があるため、当該別用途予定敷地部分を除いた場合においても関係諸法令に適合するよう計画すること。ただし、申請敷地としては一体のものとして計画すること。
iii) 吉川市洪水ハザードマップによると、当該敷地において、浸水した場合に想定される水深は1.0～2.0m未満であり、最寄りの避難所としては、吉川市総合体育館が想定される。

また、既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の概要は、次のとおりである。

施設名	所在地	開設年度	床面積（㎡）	構造
第一学校給食センター	川藤 14 番地 1	昭和 46 年	651	鉄骨 2 階建
第二学校給食センター	木売新田 423	昭和 59 年	853	鉄骨 1 階建
関小学校給食調理場	吉川団地 1-10	昭和 53 年	249.02	鉄骨 1 階建
栄小学校給食調理場	吉川 615	昭和 54 年	266.59	鉄骨 1 階建

4-2 施設要件

(1) 基本的考え方

新学校給食センターについては、衛生面及び機能面を重視し、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分化、調理工程別の区画化等により、HACCPに対応した設備の配置を基本とする。

(2) 構成要素

新学校給食センターの諸室の構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書において提示する。

5. 事業計画等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

6-1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

①事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。

②事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。

③前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

6-2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

①本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。

②前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者が生じた損害を賠償しなければならない。

6-3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。

6-4 金融機関と本市の協議（直接協定）

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本市とで協議し、直接協定を締結することがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

7-2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

7-3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8-1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成 25 年 9 月定例会市議会に、また、事業契約の締結に関する議案を平成 26 年 6 月定例会市議会に提出する予定である。

8-2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

8-3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

吉川市教育委員会 学校教育課 学校給食センター整備担当

住 所：〒342-0055 埼玉県吉川市吉川 1-21-13

電 話：048-984-3564

FAX：048-984-3562

E-mail：gatukou2@city.yoshikawa.saitama.jp

吉川市公式ホームページアドレス <http://www.city.yoshikawa.saitama.jp>

資料 1 : リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	行政リスク	PFI 契約に関する議会承認が得られない場合、本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
2	税制度リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
3		上記以外のもの	●	
4	法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む）	●	
5		上記以外のもの		●
6	許認可の取得遅延・失効リスク ※制度変更は法制度リスクに含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
7		上記のうち、本市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●	
8		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
9		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
10	公的支援制度の獲得リスク ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクに含む	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更		●
11		上記のうち、本市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●	
12		本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
14	住民対応リスク	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		事業者が実施する業務に起因するもの		●
16	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者への賠償		●
17		本市の事由による第三者への賠償	●	
18		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
19	金利変動リスク	基準金利の設定時点までの金利変動	●	
20		維持管理、運営期間中の金利変動 ※一定周期で基準金利の見直しを予定する。	●	●
21	要求水準リスク	事業者の実施する設計、建設、維持管理、運営業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
22		上記以外のもの	●	
23	環境問題リスク	調査、設計、建設、維持管理、運営における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		●
24	物価変動リスク	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加		●
25		維持管理・運営期間中の急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●	
26		上記以外のもの		●
27	インフラ供給リスク	事業者の事由によるもの		●
28		本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む。）	●	
29		供給元等の第三者的な事由によるもの	●	
30	不可抗力リスク	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	●	▲

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
31	募集・契約段階	入札関連書類の誤り	●		
32		募集費用リスク	本市の募集実施費用	●	
33			事業者の応募費用		●
34		資金調達リスク	本市が必要な資金の確保に関するもの	●	
35			契約段階での資金調達の不調		●
36		契約締結リスク	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
37			事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●
38	測量・調査リスク	本市が実施した測量・調査に関するもの	●		
39		民間事業者が実施した測量・調査に関するもの		●	
40	設計リスク	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●		
41		事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●	
42	地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●		
43	土地の瑕疵	土地の瑕疵(土壌汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●		
44	設計・建設段階	工事費用増大リスク	▲	●	
45		(解体・撤去・増築工事を含む)		●	
46		提示条件の誤りや追加指示など、本市の事由による費用の増大	●		
47		工期遅延リスク	●		
48		事業者(下請業者を含む。)の事由による工期の遅延		●	
49	施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		●	
50		本市の事由による施設の損害	●		
51		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲	
52	施工管理リスク	工事監理の不備によるもの		●	
53	一般的損害リスク	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●	
54	譲渡手続きリスク	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
55	維持管理・運営段階	維持管理・運営費用 上昇リスク		●	
56		支払遅延リスク	●		
57		計画変更リスク	●		
58		施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		●
59			本市の事由による施設の損害	●	
60			上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
61		施設瑕疵リスク	建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
62		施設譲渡リスク	本市に施設・設備を譲渡する際に、給食サービスが継続可能な状態にするための費用		●
63		配食数増減リスク (需要変動リスク)	本市の要請による配食数増加に伴う事業者の増加費用の負担	●	▲
64			児童生徒数の減少による給食数の減少に伴う運營業務自体の収益の増減	●	▲
65			食べ残し等による残渣の変動(本市作成の献立による影響を含む。)	●	▲
66		異物混入リスク (食中毒リスク)	本市が実施する業務に起因するもの	●	
67			事業者が実施する業務に起因するもの		●
68			上記以外の第三者等の事由によるもの	●	▲
69		アレルギー対応リスク	本市が実施する業務に起因するもの	●	
70			事業者が実施する業務に起因するもの		●
71			突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による場合)	●	
72		配送及び配膳遅延 リスク	本市の責めによる配送及び配膳の遅延等により本市及び事業者 に生じた増加費用の負担	●	
73			事業者の責めによる配送及び配膳の遅延等により本市及び事業者 に生じた増加費用の負担		●
74			上記以外の第三者等の事由によるもの	●	▲
75		運搬費用増大 リスク	物価上昇、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大 (交通事情悪化による運送費増加など)		●
76		食器等破損リスク	本市が実施する業務に起因する食器等の破損	●	
77			事業者が実施する業務に起因する食器等の破損		●
78	学校、児童生徒に起因する食器等の破損		●		
79	事業の 中断 リスク	本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●		
80		事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●	
81		法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●	
82	性能リスク	要求水準不適合による事業の中断に伴う損害		●	
83	事業の終了 終了 段階 リスク	事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●	

●は主分担、▲は従分担を表す。